

2022年 一橋大本番レベル模試 世界史

全3問 120分 150点満点

I (50点)

採点基準

(基準の合計55点→50点満点)

* 共和政確立の過程 (基準の合計53点→35点)

〔前6世紀①〕ローマは王政だった 2点

〔前6世紀②〕王はエトルリア人だった 1点

- ・ エトルリア人がローマを支配していたことが分かれば可

〔前6世紀③〕前6世紀末にローマは王政から共和制／共和政へ移行した 3点

- ・ 時期を明記していないものは2点
- ・ 「王を追放した」など、政体の移行を説明していないものは不可

〔前5世紀①〕コンスル(執政官・統領)は2名であった 2点

〔前5世紀②〕コンスルは貴族(パトリキ)からのみ選出されていた 2点

- ・ 平民がコンスルに選ばれていなかったことが分かれば可

〔前5世紀③〕元老院は(主に)貴族(パトリキ)から構成された 2点

〔前5世紀④〕元老院はコンスルを指導した 2点

- ・ 元老院が実質的に権力を握っていたことが分かれば可

〔前5世紀⑤〕平民(プレブス)は身分闘争を起こした 3点

〔前5世紀⑥〕(⑤の理由)貴族の政治独占に対する不満 2点

- ・ 平民が政治的権利を求めたことが分かれば可
- ・ 「平民が重装歩兵として活躍し発言力を高めた」などの背景的な記述も可

〔前5世紀⑦〕護民官が設置された 3点

〔前5世紀⑧〕護民官はコンスル／元老院の決議に対する拒否権を持った 2点

- ・ 「平民保護のための役職であった」でも可

〔前5世紀⑨〕平民会が設置された 3点

〔前5世紀⑩〕平民会は平民のみで構成された 2点

〔前5世紀⑪〕平民会は護民官によって主宰された 2点

〔前5世紀⑫〕十二表法が制定された 3点

〔前5世紀⑬〕(⑫の内容)慣習法を成文化するものだった 2点

〔前5世紀⑭〕(⑫・⑬の背景)貴族による法知識独占の阻止 2点

- ・ 平民にも法知識が開かれたことが分かれば可

〔前4世紀〕リキニウス・セクスティウス法でコンスルのうち1人が平民から選出されるようになった 5点

- ・ 「リキニウス・セクスティウス法の制定」のみを記述している場合は3点
- ・ 法律の内容を誤っている場合は加点しない

〔前3世紀①〕前3世紀のホルテンシウス法で平民会決議が(元老院決議なしに)国法として認められた 5点

- ・ 時期もしくは法律の内容のいずれかを明記していないものは3点

- 時期と法律の内容の双方を明記せず「ホルテンシウス法の制定」のみを記述している場合は 1 点
- 法律の内容を誤っている場合は加点しない
- 「元老院決議なしに」はなくても可とする

〔前 3 世紀②〕(①の結果) 貴族と平民の政治的権利が平等になった 3 点

- 「富裕な平民が貴族とともに新貴族(ノビレス)となった」「元老院の影響力/貴族支配は残った」など「一部の平民の地位の上昇/旧体制が維持された」という観点のみに触れている内容は 2 点
- 「平民の権利が向上した」など両者の権利が平等となったことを明確にしていない場合は 1 点

〔前 3 世紀③〕(①の結果) 共和政が確立した 2 点

- 史料に基づき「混合政体が成立した」などとしている場合は 1 点

* 「ポリビオスの時代」の社会状況(基準の合計 32 点→20 点)

〔中小農民の状況①〕中小農民が没落した 4 点

- 「農民は無産市民となった」など、彼らが貧困に直面したことが分かれば可

〔中小農民の状況②〕(①の背景) 農民の疲弊/土地の荒廃 2 点

〔中小農民の状況③〕(①②の背景) 対外戦争の長期化 2 点

〔中小農民の状況④〕(①の背景) 属州からの安価な穀物の流入 2 点

- 属州に言及していない場合は加点しない

〔富裕層の状況①〕元老院議員/騎士(エクイテス)が富を蓄積した 4 点

〔富裕層の状況②〕(①の背景) 元老院議員は属州の統治を担った/騎士は徴税請負人だった 2 点

〔富裕層の状況③〕(①の背景) 元老院議員/騎士はラティフンディア(ラティフンディウム)を形成した 2 点

- 元老院議員や騎士が大土地所有者であったことが分かれば可

〔富裕層の状況④〕(①の背景) 騎士は海上交易/高利貸/国家事業の請負を行った 2 点

〔社会状況①〕市民間の貧富の差が拡大した/貧民が有力者に従属するようになった 4 点

- 「市民間の平等が崩れた」などの記述も可
- 「私兵となった」は不可

〔社会状況②〕(①の結果) 共和政が動揺した 2 点

- 「閥族派と平民派の対立が生じた」などの記述も可
- 貧富の差を背景とした混乱が生じたことを指摘していれば加点する
- 「内乱の 1 世紀が始まった」は不可

〔社会状況③〕グラックス兄弟が改革を行った 2 点

〔社会状況④〕共和政は市民間の平等を原則としていた 4 点

II (50点)

採点基準

(基準の合計 77 点→50 点満点)

* イギリスによるインド支配の始まり (基準の合計 12 点→7 点満点)

[インド支配の始まり①] 18 世紀にイギリスがインドに進出 1 点

[インド支配の始まり②] インド支配をめぐるフランスと抗争 1 点

[インド支配の始まり③] ②の抗争は第 2 次英仏百年戦争／英仏植民地戦争の一環として行われた 1 点

- 本問の内容に沿っていけば文脈は広く許容 (例:「第 1 次産業革命の背景に英仏植民地戦争の勝利があった」は可)

[インド支配の始まり④] 1757 年にプラッシーの戦いがおこった 1 点

- イギリスによるインド支配の初期に起こった／イギリスのインドでの優位を決定づけた戦いであることが分かれば年号の有無にかかわらず加点対象とする。

[インド支配の始まり⑤] イギリス東インド会社がインド支配を行った 3 点

- 「東インド会社」との記述でも加点対象

[インド支配の始まり⑥] イギリスはマイソール戦争／マラーター戦争／シク戦争に勝利した 1 点

- マイソール戦争／マラーター戦争／シク戦争のうち、一つ以上明記できれば加点対象

[インド支配の始まり⑦] イギリスはインドの徴税権を獲得 1 点

[インド支配の始まり⑧] (17～18 世紀) イギリスはインド綿布を輸入 3 点

- インド綿布の獲得がイギリスにとってのインド進出の当初の目的であることが分かれば加点対象

* 第 1 次産業革命によるイギリスとインドの関係の変化 (基準の合計 42 点→31 点満点)

[第 1 次産業革命①] イギリスで第 1 次産業革命が起こる 4 点

- 「産業革命」と記述した場合は 2 点のみ加点

[第 1 次産業革命②] 軽工業が発展 1 点

[第 1 次産業革命③] 機械による綿布を生産 1 点

- 「綿布を大量生産」でも加点対象とする

[第 1 次産業革命④] 安価な／大量の綿布生産が可能に 1 点

- 片方でも書けていれば加点対象

[インドとの貿易①] (第 1 次産業革命により) イギリスはインドに綿布を輸出 4 点

[インドとの貿易②] イギリスはインドから綿を輸入 4 点

- [インドとの貿易①・②] は第 1 次産業革命への言及がない場合はいずれも 2 点のみの加点とする

[インドとの貿易③] インドは原料輸入元／製品市場となった 2 点

- 片方でも書けていれば加点対象
- 第 1 次産業革命への言及がない場合は 1 点のみの加点とする

[インドとの貿易④] イギリスと清の貿易にインドが組み込まれる 2 点

- アジア三角貿易の構成国が全て挙げられていれば可

[インドとの貿易⑤] アジアで三角貿易が成立 2 点

[インドとの貿易⑥] 清はイギリスに茶を、インドは清にアヘンを輸出 1 点

- 両方に言及した場合のみ加点対象

〔貿易政策の変化①〕 イギリスでは重商主義政策がとられていた 2点

〔貿易政策の変化②〕 (第1次産業革命後) イギリスで自由貿易が支持される 4点

- ・ 「イギリス国内で自由主義が高まる」との記述でも加点対象
- ・ 第1次産業革命への言及がない場合は2点のみの加点とする

〔イギリス東インド会社の衰退①〕 イギリス東インド会社の (アジアでの) 貿易独占権が廃止される 4点

- ・ イギリス東インド会社の貿易会社としての機能が奪われたことが分かれば加点対象
- ・ 「イギリス東インド会社は商業活動を停止/インド統治機関へと変質」でも加点対象
- ・ 「(1813年に) インドでのイギリス東インド会社の貿易独占権が廃止される」でも加点対象

〔イギリス東インド会社の衰退②〕 (商業活動停止の契機として) 1833/34年の中国での貿易独占権廃止 1点

- ・ 国・年号が揃っているもののみ加点

〔イギリス東インド会社の衰退③〕 1857年にシパーヒーの乱/インド大反乱が勃発 2点

〔イギリス東インド会社の衰退④〕 1858年にイギリス東インド会社は解散 4点

- ・ 〔イギリス東インド会社の衰退①~③〕 いずれにも言及がなく「イギリス東インド会社は衰退」という表現の場合は2点のみ加点とする
- ・ 〔イギリス東インド会社の衰退③, ④〕 は年号への言及がなくても加点対象

〔イギリス東インド会社の衰退⑤〕 イギリスはインドを直接統治下においた 3点

- ・ イギリスによるインドの直接統治への言及が、インド大反乱後であること/1858年に始まること/イギリス東インド会社の解散によること、のいずれかの文脈に基づかない場合は1点のみの加点とする
- ・ 1877年のインド帝国の成立の文脈でのみ言及した場合は1点のみの加点とする
- ・ 「イギリス東インド会社領はイギリスの直轄領となった」との記述でも加点対象

* 1870年代の変化とイギリスによるインド支配の変化 (基準の合計 34点→25点満点)

〔1870年代の変化①〕 1870年代に大不況が起きた 4点

- ・ 1870年代であることへの言及がなければ2点のみの加点とする

〔1870年代の変化②〕 第2次産業革命が起きた 4点

- ・ 「産業革命」と記述した場合は2点のみ加点

〔1870年代の変化③〕 第2次産業革命では重化学工業が発展 1点

〔1870年代の変化④〕 第2次産業革命ではアメリカやドイツが発展 1点

〔1870年代の変化⑤〕 イギリスの経済的優位が揺らいだ 3点

〔1870年代の変化⑥〕 植民地の重要性が増した 3点

〔1870年代の変化⑦〕 帝国主義が台頭した 4点

〔インドとの関係の変化①〕 イギリスはインドとの関係の緊密化を図った 3点

〔インドとの関係の変化②〕 1875年にスエズ運河の株式を買収 3点

- ・ 年号への言及がなくても加点対象

〔インドとの関係の変化③〕 (②の目的) インドへのルートの確保 3点

〔インドとの関係の変化④〕 1877年にインド帝国が成立 4点

- ・ 1858年のイギリスによるインドの直接統治との区別ができていない場合、1点のみの加点とする
- ・ 年号への言及がなくても加点対象

〔インドとの関係の変化⑤〕 インド帝国 (初代) 皇帝はヴィクトリア女王 1点

* 文章1・2の比較と1886年博覧会の主催側の狙い (基準の合計 20点→14点満点)

〔文章1・2の比較①〕（文章1）1851年の博覧会では物が展示された 2点

〔文章1・2の比較②〕（文章2）1886年の博覧会では人が展示された 2点

〔文章1・2の比較③〕（文章2）1886年の博覧会では文化や風俗が展示された 1点

- 〔文章1・2の比較②〕と〔文章1・2の比較③〕の両方に言及していた場合も2点のみの加点とする
- 比較の文脈がない場合は〔文章1・2の比較①・②〕は1点のみの加点とし、〔文章1・2の比較③〕は加点対象としない

〔狙い①〕ヨーロッパ近代文明／白人種の優位性を示す 3点

- 「欧米列強や植民地本国の優位性を示す」などの記述でも加点対象

〔狙い②〕植民地支配の正当性を示す 3点

- 「植民地支配の意義を示す」など、列強による植民地支配を正しいとしたことが分かる記述であれば加点対象

〔狙い③〕植民地や植民地の人々の劣位性を示す 3点

- 「植民地を未開／野蛮なものとして示す」などの記述でも加点対象
- 〔狙い①〕に言及している場合1点のみの加点とする

〔狙い④〕（周辺諸国に対して）イギリスの優位性を示す 2点

〔狙い⑤〕（イギリス国内に向けて）イギリスの国威発揚 2点

- 〔狙い④〕に言及している場合1点のみの加点とする

〔狙い⑥〕植民地のエキゾチシズムを演出する 2点

- 異国趣味／オリエンタリズムなどの表現でも加点対象

Ⅲ (50点)

採点基準

(基準の合計 60 点→50 点満点)

* 元代 (基準の合計 36 点→12 点)

〔元の貿易政策①〕元は (民間/私) 貿易を保護・勸奨した 4 点

- ・ 「元は交通網を整備した」など元が貿易を拡大させる政策を行ったことが読み取れれば表現は問わない

〔元の貿易政策②〕駅伝制 (ジャムチ/站赤) を整備した 4 点

- ・ 「整備」でなく「創始」でも許容する
- ・ 「フビライが創始」は不可

〔元の貿易政策③〕大運河を整備した/通惠河を建設した 4 点

〔元の貿易政策④〕海運が発達した 4 点

〔元の貿易政策⑤〕モンゴル帝国全体で銀が基本通貨として用いられた 2 点

〔元の貿易政策⑥〕交鈔を発行した 2 点

〔元代の中国の貿易の動向①〕 (民間/私) 貿易が活発に/自由に展開された 4 点

〔元代の中国の貿易の動向②〕中国商人が南シナ海/インド洋まで進出した 2 点

〔元代の中国の貿易の動向③〕 (②には) ジャンク船が用いられた 2 点

〔元代の中国の貿易の動向④〕中国南部の海港都市が (貿易で) 繁栄した 2 点

- ・ 「泉州/杭州/広州/明州」などの具体例を挙げていても可

〔元代の中国の貿易の動向⑤〕ムスリム商人との交易が行われた 2 点

〔元代の中国の貿易の動向⑥〕陶磁器/絹/生糸/銅銭などを輸出した 2 点

〔元代の中国の貿易の動向⑦〕市舶司が設けられた/関税を徴収した 2 点

* 明の前期 (基準の合計 24 点→15 点)

〔明前期の貿易政策①〕海禁を実施した/民間の海外貿易を禁止した 4 点

〔明前期の貿易政策②〕貿易を朝貢貿易に限定した 4 点

〔明前期の貿易政策③〕 (①の背景・原因として) (前期) 倭寇が活発化した/倭寇を取り締まろうとした 4 点

〔明前期の貿易政策④〕鄭和/永楽帝が南海遠征を実施した 4 点

〔明前期の中国の貿易の動向①〕周辺諸国が明に朝貢した/冊封体制に組み込まれた 4 点

- ・ 「日本の足利義満が勘合貿易を開始した」「琉球の中山王 (尚巴志) が朝貢した」など日本/琉球/朝鮮/ベトナムなどの具体例を挙げてても可

〔明前期の中国の貿易の動向②〕南海遠征で新たな朝貢国を獲得しようとした/ (鄭和の南海遠征の結果) 新たに多くの諸国が (一時的に) 朝貢した 4 点

- ・ 「南海諸国/東南アジア諸国/インド洋諸国/マラッカが朝貢した」など具体例を挙げてても可

* 明の後期 (基準の合計 30 点→15 点)

〔変化の背景となった動向①〕16 世紀に (世界的に) 商業/交易が活発になった 4 点

〔変化の背景となった動向②〕 (後期) 倭寇が (再び) 活発化した/密貿易を行った 4 点

- ・ 「後期倭寇」あるいは「再び活発化した」など倭寇の活動時期が 2 度目であることが読み取れない場合は加減しない

〔変化の背景となった動向③〕アルタン=ハン（タタール／モンゴル）が侵入した／北京を包囲した 4点

〔変化の背景となった動向④〕明は北虜南倭に苦しんだ 2点

〔変化の背景となった動向⑤〕（明の貿易統制に）商人／アルタン=ハン（タタール／モンゴル）が不満を持った／貿易の拡大を求めた 2点

〔変化した貿易政策①〕海禁を緩和した／民間貿易を容認した 4点

〔変化した貿易政策②〕アルタン=ハン（タタール／モンゴル）と和睦した／アルタン=ハン（タタール／モンゴル）を冊封した 4点

〔変化後の中国の貿易の動向①〕華僑があらわれた／東南アジアに中国人町が形成された 2点

- 清代のこととして述べられていてもここで加点する

〔変化後の中国の貿易の動向②〕明に（日本／メキシコ）銀が流入した 2点

〔変化後の中国の貿易の動向③〕明は絹／生糸／陶磁器を輸出した 2点

* 清の前期（基準の合計 26 点→18 点）

〔初期の政策①〕鄭氏／鄭氏台湾に対抗するため海禁を実施した 2点

- 鄭氏／鄭氏台湾／台湾に言及がない場合は加点しない

〔初期の政策②〕遷界令を出した 2点

〔鄭氏降伏後の政策①〕鄭氏台湾が服属した後に海禁を解除した／民間貿易を容認した 4点

- 鄭氏／鄭氏台湾／台湾に言及がない場合は 2点

〔鄭氏降伏後の政策②〕海関を設置した 2点

〔鄭氏降伏後の政策③〕ロシアとネルチンスク条約／キャフタ条約を結んだ 2点

- 具体的な条約名が挙げられていない場合は加点しない

〔鄭氏降伏後の政策④〕ロシアと交易を行った 2点

〔鄭氏降伏後の政策⑤〕（乾隆帝は）ヨーロッパ船の来航を広州 1 港に制限した 4点

〔鄭氏降伏後の政策⑥〕（広州では）公行が貿易を管理した／独占した 4点

〔鄭氏降伏後の中国の貿易の動向〕（海禁を解除した結果）民間貿易（互市貿易）が再び活発化した／交易の中心となった／朝貢貿易を上回った 4点